

參考資料

検討の前提となる資料

社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見（社会教育人材部会における整理）

学習計画や
学習内容の
立案・編成は
社会教育士
にとっても
有意義

他方、例えば
社会教育関係
団体の育成や
多様な分野と
のつなぎ等
に関して
講習でどこまで
対応可能か

※ 薄緑の吹き出しは、
本資料での追加部分

期待される役

求められる能力・知見

今後期待される
役割の方向性

社会教育主事

地域全体の 学びのオーガナイザー

＝社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

＝社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

首長部局、民間企業、NPOなどの
活躍の場において必要な各分野の専門的知見

社会教育の基本的な知見（社会教育行政に関するものを含む）は社会教育士にも必要

社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

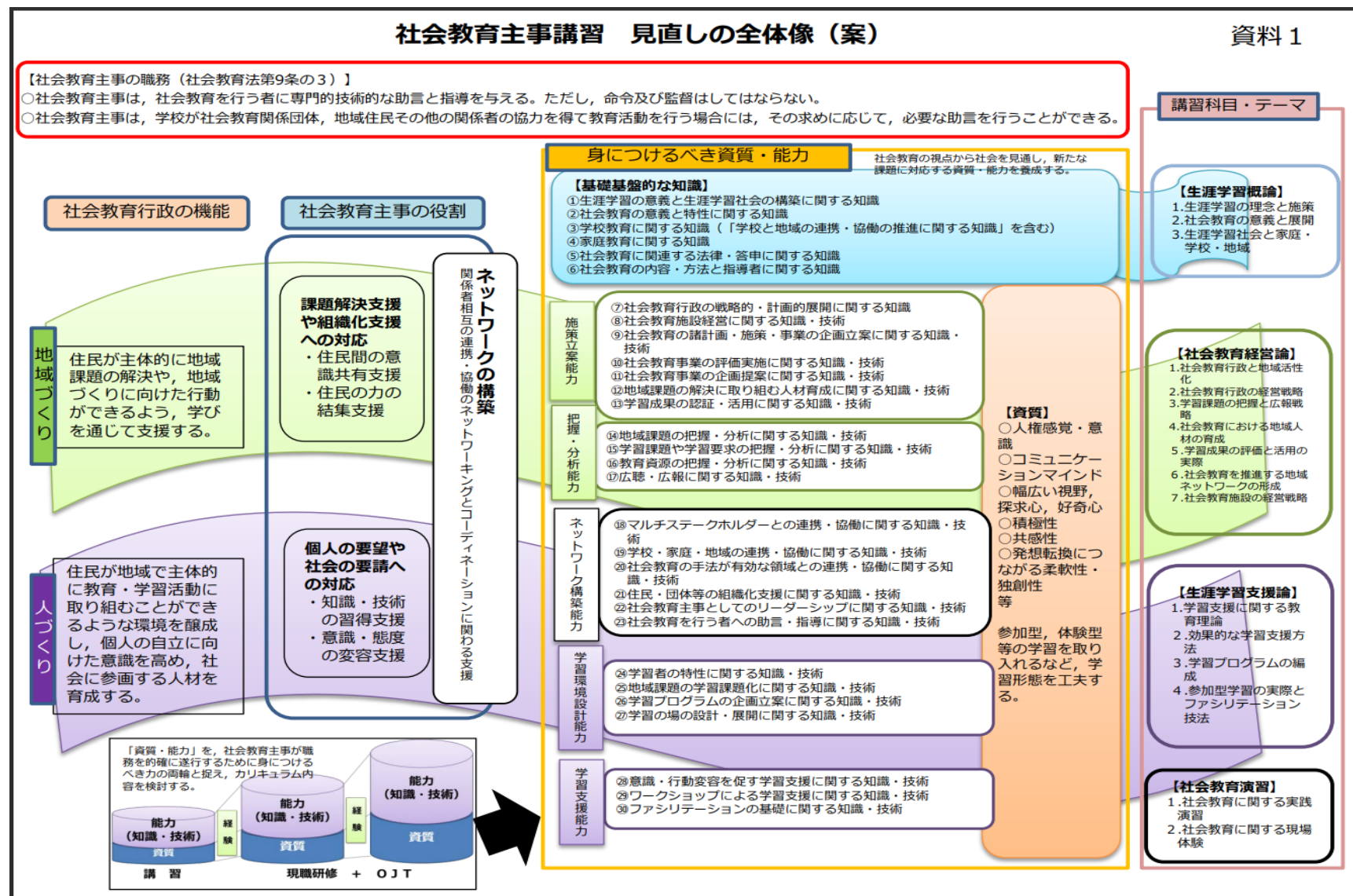
地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

社会教育主事が身につけるべき資質・能力（社会教育主事の養成等の在り方に関する調査研究報告書（平成28年8月）より）



(参考) 受講資格に関する現行の規定 (令和8年4月1日施行)

社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)(抄)

(講習の受講資格者)

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者
 - 二 教育職員の普通免許状を有する者
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十五条第二項各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者
 - 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
 - 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
 - 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

【参考：社会教育主事の任用資格(社会教育法(昭和24年法律第207号)抄)】

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定したもの

(参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

(参考) 社会教育主事養成課程で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実践とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実践 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	・国際化と社会教育 ・情報化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・社会的包摂と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育 等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 等
合 計 24単位		